

企画提案募集要領

1 委託業務名

第4期沖縄県手話推進計画策定に関する業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の背景及び目的

沖縄県では、沖縄県手話言語条例(平成28年沖縄県条例第19号)第7条の規定に基づき、沖縄県手話推進計画(正式名称:手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画)を策定し、各種施策の推進に取り組んでいる。現在の第3期沖縄県手話推進計画(計画期間:令和6年度~令和8年度)が終期を迎えることから、新たに、聴覚障害者の状況、福祉政策の動向や令和7年度に成立した手話施策推進法(正式名称:手話に関する施策の推進に関する法律)などを踏まえた第4期沖縄県手話推進計画を策定することを目的に本仕様書に掲げる業務を委託する。

4 委託業務の内容

「第4期沖縄県手話推進計画策定委託業務企画提案仕様書」のとおり

5 委託料上限額

5,666千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 事業対象経費は、事業執行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費とする。主な対象経費は企画提案仕様書の6を参照すること。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去5年間に、沖縄県その他の官公庁等行政機関で類似の計画策定業務の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。なお、各項目の要件について

は、確認のため沖縄県警察本部に照会する場合があります、契約後に該当することが判明した場合には契約を解除するものとする。

ア 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(8) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人あり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

(9) 今回の委託業務をするために必要な知識及び実績等を有する者であること。

(10) 今回の委託に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(11) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体の代表者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の代表者及び構成員は、上記応募資格(1)から(7)までの要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の代表者又は構成員のいずれかが、応募資格(8)から(10)までの要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体の構成員は、単体企業として重複応募する者でないこと。

カ 共同企業体の代表者は、事業目的の達成のため他の構成員との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図ること。

7 応募手続等

(1) 募集要領等の配布：沖縄県公式WEBサイトへの掲載により配布に代える。

ア 掲載期間：公告日から令和8年7月3日(金)まで

イ 掲載場所：沖縄県WEBサイトの「公募・入札」及び障害福祉課WEBサイト

(2) 仕様書等に係る質問

ア 受付期限：令和8年6月26日（金）17時まで

イ 提出方法：障害福祉課代表メール（aa029017@pref.okinawa.lg.jp）あてに別紙「質問書」を送信。

※ 送信メールは、開封確認付きメールとすること。

※ メール の 件名 は 「 第 4 期 沖 縄 県 手 話 推 進 計 画 策 定 に 関 する 委 託 業 務 」 と すること。

※ 回答は、障害福祉課WEBサイトに掲載し、個別の回答は行わない。なお、期限内に質問がなかった場合、WEBサイトへの掲載は行わない。

(3) 応募書類の提出

応募書類の提出は、次により持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

ア 提出期限：令和8年7月3日（金）12時（厳守）

イ 提出場所：沖縄県生活福祉部障害福祉課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

電話番号 098-866-2190

ウ 提出書類：8に定める書類

エ 提出部数：正1部、コピー6部

8 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書 【様式1】
- (2) 企画提案書 【様式2（任意様式）】
- (3) 法人概要 【様式3】
- (4) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- (5) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- (6) 積算書 【様式4（任意様式）】
- (7) 事業計画（スケジュール表） 【様式5（任意様式）】
- (8) 執行体制 【様式6（任意様式）】
- (9) 業務経歴書 【様式6-2】

- (10) 実績書 【様式 7】
- (11) 誓約書 【様式 8】
- (12) 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類）
- (13) 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
- (14) 申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し
- (15) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

- ※ (3)法人概要、(11)誓約書については、共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること。
- ※ (6)積算書については、各積算費目の内訳と単価を記載、各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記すること。
- ※ 提出資料は、次のとおり提出すること。
 - ・ 8(1)から(15)の順で並べ、様式と様式の間合紙を挟み、インデックスを付すこと。
 - ・ 8(2)の企画提案書は、A4版（色刷り可）横置きを基本とする。作成に当たっては、理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。
 - ・ 長辺 2 穴パンチ、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）
 - ・ 各書類には、表紙・目次・合紙を除いて、通し番号によるページを付すこと。
 - ・ 両面印刷を使用する場合、縦置きの資料は左右開き、横置きの資料は上下開きで印刷すること。

9 企画提案書等の審査

(1) 第一次審査（書類審査）

応募者が 4 者以上の場合は障害福祉課内において、企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行った上で、上位 3 者程度を選定する。選定された応募者に対しては結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった応募者に対しては結果のみを電子メールで通知する。

(2) 第二次審査

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等について審査を行った上で、最も優れた提案者を選定する。

ア 第二次審査の詳細は、第一次審査の結果通知の際に通知する。

10 審査基準

選定委員会においては、主に以下の事項等について審査を行う。

- (1) 理解度 提案内容は、事業の目的や方向性を理解し、仕様書を的確に捉えた内容となっているか。
- (2) 具体性 仕様書に基づき、本事業を実施するための企画内容や業務実施の手法が明確、具体的に示されているか。
- (3) 実現性 適切な人員の配置を含めた事業全般の管理運営体制について、仕様書記載事項を確実に履行できる体制か。
- (4) 妥当性 企画内容・業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっているか。
- (5) 実績 本事業を遂行するにあたり、十分な実績及び成果があるか。

11 公募スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・公告日
- (2) 質問受付期限・・・・・・・・・・令和8年6月26日（金）17時
- (3) 公募締切・・・・・・・・・・令和8年7月3日（金）12時
- (3) 第一次審査結果通知・・・・・・・・・・令和8年7月7日（火）頃【予定】
- (4) 第二次審査・・・・・・・・・・第一次審査の結果通知の際に通知

12 委託契約

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を行うものとする。

13 その他

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 仕様書は、今回の公募のために設定したものであり、実際の委託契約における仕様書と異なる場合がある。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。

- (6) 1事業者（又は1共同事業者）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。
- (8) 業務委託の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 支払いについては原則精算払いとする。ただし、特に必要と認められる場合は、一定の金額を概算払いすることができる。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

14 問い合わせ、書類提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁3階
沖縄県生活福祉部 障害福祉課
電話：098-866-2190 ファックス：098-866-6916
メール：aa029017@pref.okinawa.lg.jp